

マイナンバーカード機能のスマホ搭載について (カード代替電磁的記録の仕組みの概要を含む)

2025/6/24 デジタル庁 国民向けサービスグループ スマホ搭載班

マイナンバーカード機能のスマホ搭載について

- 希望するマイナンバーカード保有者に対し、マイナンバーカードのうち①電子証明書機能（電子署名及び電子認証の機能）を、お持ちのスマホに搭載するサービスを、令和5年5月11日より開始。（まずはアンドロイド端末から開始。）
- もう一つのマイナンバーカード機能である②属性証明機能（氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー、顔写真の証明の機能）のスマホ搭載についても、必要な改正法が成立。
- iPhone端末は上記の①②の機能について、今春に搭載を目指すことを令和6年5月に公表。
この度、サービス開始の目途がたち、その予定日（6月24日）につき、6月6日にデジタル大臣の閣議後会見で公表。
- スマホ搭載により、マイナンバーカードを持ち歩くことなく、スマホだけで、マイナンバーカードでできることが順次、できるようになる。なお、4桁の暗証番号に代わり、携帯電話の持つ生体認証機能を活用することも可能（※機種による）。【資料】



マイナンバーカードでできること（予定含む。これらが順次、スマホだけでできるように。）

■マイナポータルの利用 6月24日から可能に



子育て支援



引越し



TAX
確定申告



薬剤・健診情報



母子健康手帳



予防接種

様々な行政手続のオンライン申請

ご自身の様々な情報の閲覧

個人々人へのサービス等のお知らせ

■各種民間サービスの申込・利用

今後、順次可能にしていく



銀行・証券
口座開設



携帯電話申込



キャッシュレス
決済申込

■コンビニ交付サービスの利用

6月24日から可能に



コンビニ交付

■健康保険証としての利用

9月から本格活用開始予定



健康保険証

■図書館カード等、様々なカードとしての利用

今後、順次可能にしていく

■災害における利用

■救急における利用

など

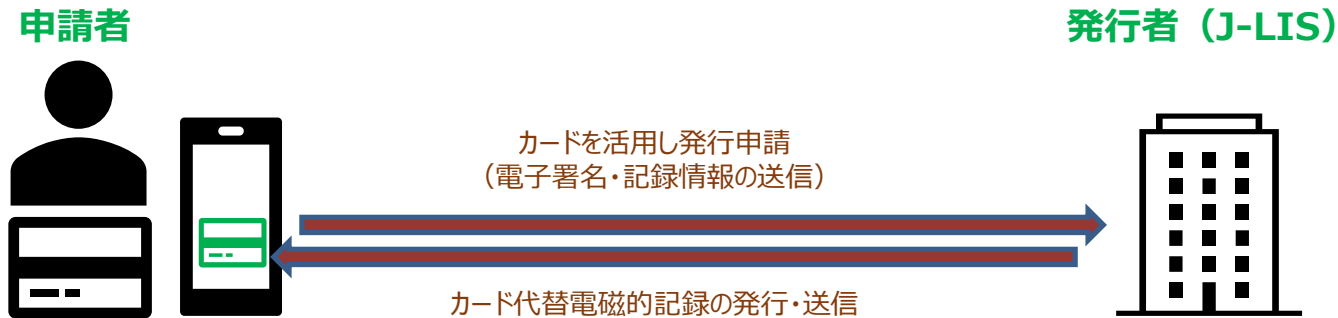
マイナンバーカードに係る機能のスマートフォンへの搭載について

(デジタル社会形成基本法等の一部改正法によるマイナンバー法の改正)

- マイナンバーカードと同等の機能をスマートフォンに搭載し、マイナンバーカードを持ち歩かなくても、スマートフォンで同じ本人確認を行えるようにする。
- 既に措置済のマイナンバーカードの電子証明書機能に加え、マイナンバーカードが保有している基本4情報等（氏名、生年月日、住所、性別、マイナンバー、顔写真）をスマートフォンに搭載し、本人の了解のもとで、相手方に提供できるようにする。

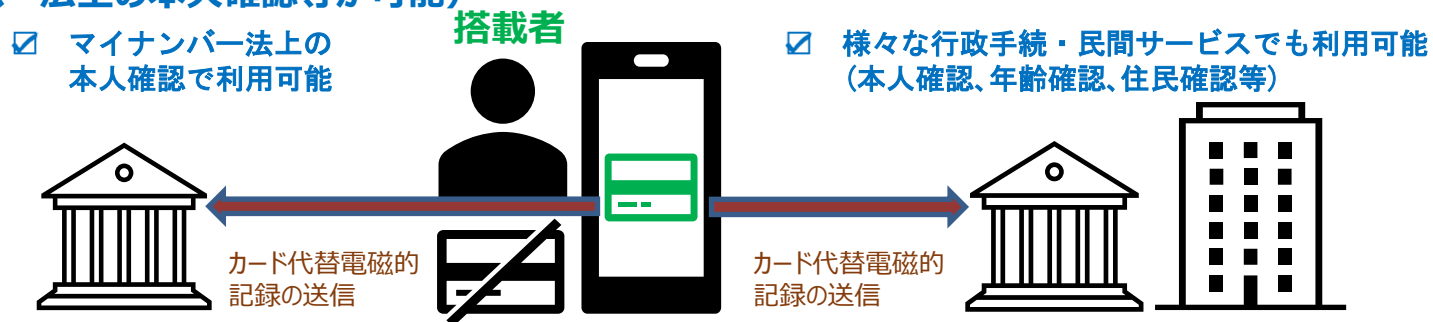
■ 申請・搭載時

～ はじめは、マイナンバーカードをかざして、スマホにマイナンバーカード機能をダウンロード。



■ 利用

～ マイナンバーカード機能を使うときは、カードをかざすことなくスマホだけで官民の手続きが完了。
(マイナンバー法上の本人確認等が可能)



※ 1 デジタル社会形成基本法等の一部改正法：
情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律

※ 2 マイナンバー法：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

スマートフォン搭載でますます便利に（イメージ）

これまで

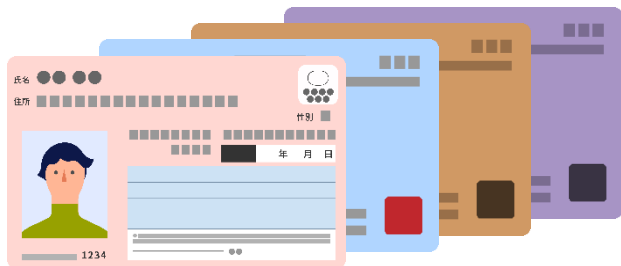
①マイナンバーカードを持ち運び



②マイナンバーカードの読み取り
& 暗証番号の入力



③物理カードでID提示



これから

スマホ一つでOK



カードをかざす必要なし
& 生体認証でOK

スマートフォンの顔認証や指紋認証



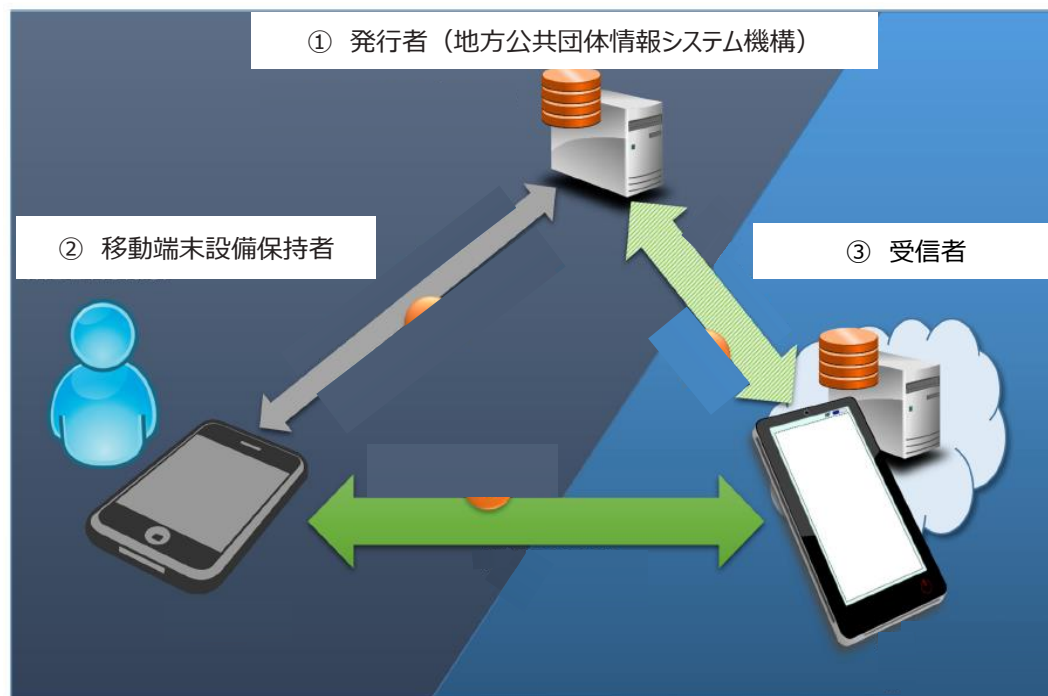
スマホでID表示・提供



移動端末設備のみで番号利用法上の本人確認を可能とする「カード代替電磁的記録」の仕組みの概要

(1) 関係主体

- カード代替電磁的記録の関係主体は、以下の三者となる。
 - ①発行者（カード代替電磁的記録（以下(2)で詳述）の発行者。地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。））
 - ②移動端末設備保持者（カード代替電磁的記録を①に申請し、発行を受け、移動端末設備に記録する者）
 - ③受信者（②からカード代替電磁的記録の送信を受ける者）



移動端末設備のみで番号利用法上の本人確認を可能とする「カード代替電磁的記録」の仕組みの概要

(2) カード代替電磁的記録（第2条新第8項）

- カード代替電磁的記録の構造は、次の通りであり、①カード代替記録事項、②移動端末設備保持者の公開鍵、③発行者の電子署名から構成される。

なお、国際標準（ISO18013-5のmdoc data model）に準拠した構造となっている。

①カード代替記録事項

氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバー、顔写真

②移動端末設備保持者の公開鍵



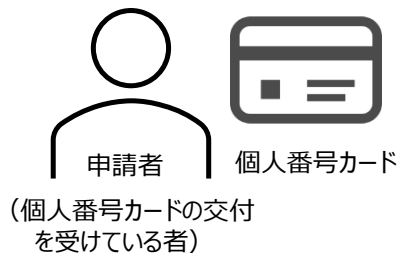
③発行者の電子署名



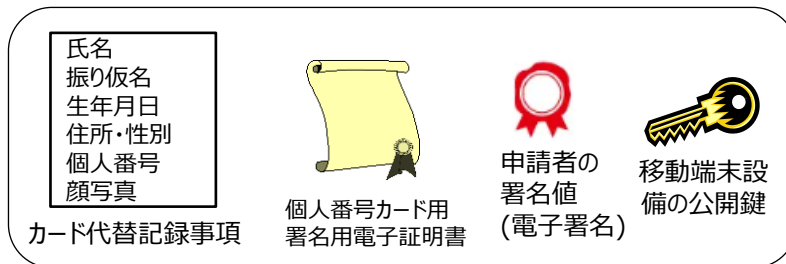
移動端末設備のみで番号利用法上の本人確認を可能とする「カード代替電磁的記録」の仕組みの概要

(3) カード代替電磁的記録の発行 (新第18条の2)

①個人番号カードの交付を受けている者は、個人番号カードを移動端末設備にかざして、申請情報に電子署名
(新第18条の2第2項後段)



②申請情報を送信
(新第18条の2第2項前段等)



③機構において、電子署名の検証・有効性を確認
(新第18条の2第3項)

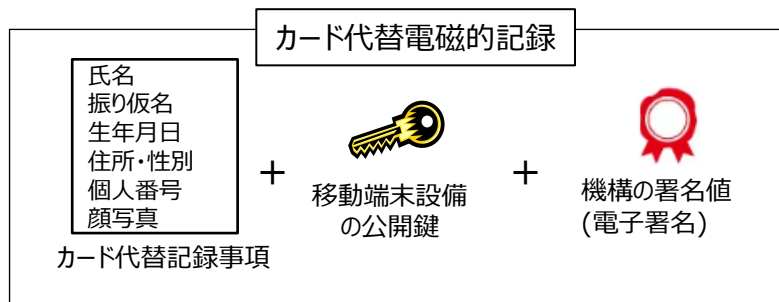


移動端末設備



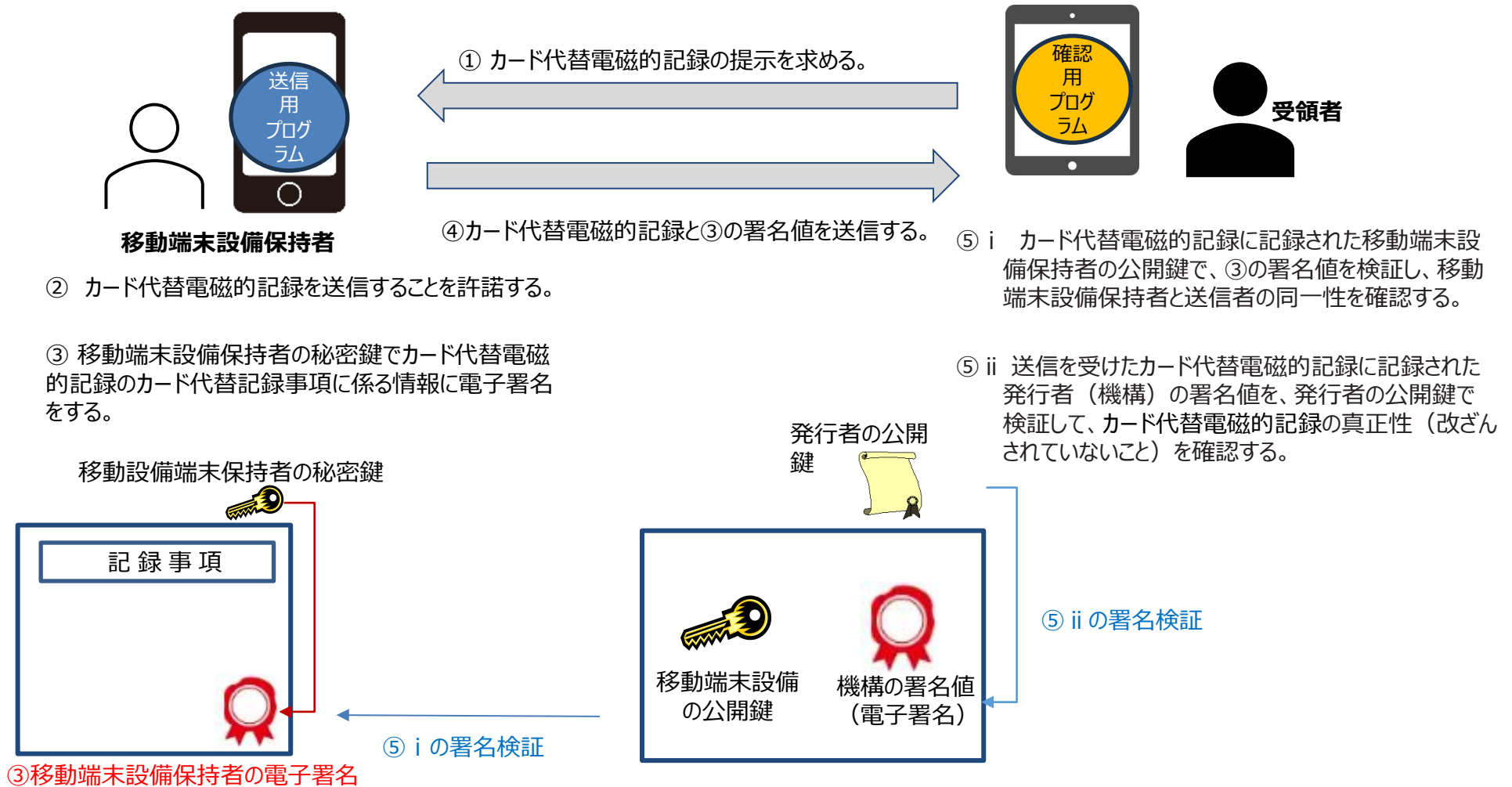
⑤移動端末設備にカード代替電磁的記録を記録
(新第18条の2第4項)

④カード代替電磁的記録の送信
(新第18条の2第3項等)



移動端末設備のみで番号利用法上の本人確認を可能とする「カード代替電磁的記録」の仕組みの概要

(4) 利用（新第18条の3及び新第18条の4）



デジタル庁
Digital Agency